

古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法第二条第一項の市町村を定める政令の一部を改正する政令案参照条文

古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法（昭和四十一年法律第一号）（抄）
（定義）

第二条 この法律において「古都」とは、わが国往時の政治、文化の中心等として歴史上重要な地位を有する京都市、奈良市、鎌倉市及び政令で定めるその他の市町村をいう。

2
略